

昭和の福祉

50年の歩み 朝日新聞社 厚生文化事業団

1938 1 1988



日本福祉大学教授
社会福祉学部長

児島 美都子

はじめに

わが国で疾病、貧困、障害等が社会問題として顕在化し、国の施策のうえにはじめて取り上げられるのは明治になってからであり、今日の生活保護法の前身である恤救規則の制定（明治7年）にはじまっている。しかしその内容は「緊急を要する身よりのない困窮者」にたいして一日男、米三合、女、米二合を五十日かぎり給付するというものでしかなかった。

富国強兵、殖産興業を国是としていた戦前は低水準で制限的な救貧施策が中心であった。大正末期から昭和初期にかけて恤救規則は救護法に改められ、健康保険法が発足するなどのうごきはあったが、これらは人権思想にもとづくものとはいえなかった。これと一体のものとして結核・らい・精神病患者などに対して強力な隔離政策がとられていた。

戦後福祉の課題はこうした国策や福祉観からの脱却、つまり上からの治安的福祉を人権思想にもとづいた下からの福祉に転換させることであり、障害者や老人や病人がともに参加できる地域社会を創ることであった。

戦後の福祉の理念は昭和二十二年五月三日に制定、施行された憲法に定められていた。日本国憲法はその前文に「主権在民」「戦争の放棄」をうたい、「基本的人権」を何人も侵すことのできない権利であることを明記した。そして「基本的人権」のうちとくに「生存権」を二五条でとりあげ、「健康で文化的な最低限度の生活」をいとなむのは国民の権利であること、国はそのために「社会福祉、社会保障、公共衛生の向上増進」につとめな

ければならないことを国の責任として明記したのであった。

人権としての福祉

新しい福祉の理念はあらゆる国の在り方、政治のありかたを示唆するものであり、また新しい福祉の方向をしめすものでもあった。それは国民の間に新しい自覚と信念をうみだし、戦前にはなかった下から創りあげる福祉、住民参加の福祉を模索する力を準備するものとなった。しかし敗戦のあとの国の経済力はきわめて弱く、こうした理念を直ちに実現することは困難であった。そこでしばらくは当面の対策に終始することになる。

児童福祉施策は浮浪児対策に、身体障害者福祉施策は傷痍軍人対策に、そして生活保護法は軍の解体で復員した軍人や軍需工場の閉鎖によってでた大量の失業者の失業対策、戦死者や戦傷病者の家族の生活対策の代替的役割を負わされることになった。一歩遅れて制定された母子福祉法も戦争未亡人や遺児対策を内容とするものであり、そこには理念と現実のあい離があった。

このあい離をすべくつづいたのが朝日訴訟であった。それは具体的には入院している結核患者にたいする日用品費をとりあげたものであったが憲法二五条にいう「健康で文化的な生活」の自身を問うものであり、国民の権利が単に理念にとどまるのか、実体的な権利として保障されるものであるのかを問うものであり、そうした意味で戦後福祉の根幹にかかわる裁判

であった。

「健康で文化的な生活とは何か」という問にこたえて第一審判決(昭和三十五年)はそれが「理念にとどまらず実質的な権利でなければならぬ」と、「人間に価する生活でなければならぬ」ことを明言し、原告の患者、朝日茂氏の勝利を宣言した。その後、この裁判は第二審で敗訴、最高裁では原告の死亡による承継権が認められぬまま終審となるが、この裁判の与えた影響には目をみはるものがあった。それは人権とは自らが獲得するものでなければならぬことを人々に教え、公害病や年金問題を抱える人々を勇気づけるものとなったからである。福祉を人権とする思想がようやく国民のまえに根をおろしはじめたといつてよい。

この子らを世の光に

朝日訴訟以後わが国の福祉に強力な影響を及ぼしたものに重度障害者に対するとりくみがある。わが国の福祉施策は戦後の身体障害者福祉法制定後も重度障害者対策を切り捨ててきたが、重度障害者問題が深刻になってきたのは昭和四十年代以後のことであった。その背後には昭和三十年代に始まる高度経済成長政策があった。高度経済成長政策の中でとりあげられた障害者対策は労働力政策であり軽い障害者は施策にとりあげられたが、労働力たりえない重度障害者にたいする施策はみられなかった。こうした矛盾は様々な形で現れた。それはとりわけ重症心身障害児をかかえる親の問題として親子心中などの形で新聞紙上をにぎわし、世論を喚起した。初めての重度心身障害児施設が東京と滋賀に創設された。いずれも民間のバイオニア的性格を持つもので経営等に多くの困難な問題をかかえていたため、国の施策としてとりあげる必要性が明らかにになり、国の重度障害者対策を促進させるきつかけとなった。

いっぽう、親の老齢化にともない大人になった重度障害者の介護の困難から、親がわが子を殺すという不幸な事件もつづき、成人施設の必要性が強調され、はじめての重度障害者更生援護施設が創設されることになった。こうした中で生まれた新たな動きの一つが重度心身障害児施設の実践を基

礎とした発達保障理論の誕生であった。それは重症心身障害児施設、「びわこ学園」「近江学園」での実践のなかから生まれた。重度の心身障害児が重い障害をかかえながらも一生懸命生きて行く営みのなかでも少しずつ発達していく事実にもとづいて理論化されたもので近江学園長、糸賀一雄氏はこのような営みを通して健常者が逆にはげまされることから「この子らに世の光をではなく、この子らを世の光に」とよびかけた。この発達保障理論を理論的よりどころとして重度障害児の教育権保障である養護学校全員入学保障の運動や、その後の共同作業所運動が発展してゆく。

自立生活をめざして

もうひとつの動きは重度障害者の自立の動きである。その一つを愛知の障害者の例によって見ることにしよう。

Nさんは昭和十三年生まれ(朝日新聞厚生事業団の創立の年)、昭和の時代を五十年生きてきたことになる。0歳のとき股関節脱臼で片足が不自由になった。その後、中学生時代に発熱し両下肢に障害が及ぼり、入院加療したが効果なく両下肢障害のためまったく歩けなくなった。このNさんが施設に入るのは昭和四十一年のことである。それまで重度障害者施策をとりあげていなかった国が、昭和三十八年重度障害者更生援護施設を創設したのにもない、愛知にも初めての重度障害者更生援護施設、希全寮ができたからであった。Nさんはこの施設で多くの障害者仲間に出会った。そして様々な情報を得たり、人生の生き方に多くの示唆をうけた。ちょうどそのころ東京オリンピック、汎太平洋リハビリテーション東京会議の開催などで海外の人々の来日の機会も多かった。

とりわけオリンピックにつづいてひらかれたパラリンピック(昭和三十三年)には海外から多くの障害者が車椅子をつらねてスポーツ選手として参加し、テレビをつうじて放映された影響は大きかった。それは障害者はハンディはあっても一人の人間であることに変わりはなく、ハンディをカバーする条件さえあればスポーツをすることも社会生活をすることも可能であることを障害者にも国民にも知らせた。若い障害者に及ぼした影響は

強烈で、Nさんの施設での仲間たちとの交流のなかでもそれが話題となり自立生活への夢を強烈にかきたてていった。施設での生活は人生への刺激、自立と社会生活への意欲とそのための情報をもたらし、こうしたつながりがもとで昭和四十八年度障害者の会が結成されることになった。

障害者運動の役割

会員間の交流のなかで情報を獲得し、地域での自立生活の実現をはかるというのが結成の趣旨であった。初めてのサマーキャンプがおこなわれ、それまでに自動車運転免許証を取っていたNさんは世帯更生資金で買った自動車の天井に携帯用トイレを積み、仲間たちをのせて例会やキャンプに参加した。街づくり運動発祥の地、仙台で第一回車いす全国大会が開かれたのは昭和四十八年のことであった。多くの障害者達はそこで初めて電動車椅子にであった。それまでの車椅子は手まわし式で、たとえば脳性麻痺の障害者などには使えなかった。指一本でうごく電動車椅子の出現は車椅子の試乗会を愛知県内各地で開催したり、車椅子で街に出てショッピングをしたり車椅子マップをつくるなど様々なデモンストレーションによって、道路の段差をなくさせる、公共の建物や、新幹線名古屋駅にエレベーターをつけさせたり、福祉タクシーを全国に先駆けて実現するなどの運動に精力的にとりくんだ。なかでも毎月一回の福祉制度の学習会は多くの障害者たちに自立の具体的手段を教えることとなり、自立生活へとその第一歩をふみ出させるきっかけをつくった。また朝日新聞の助成で開かれた全十回にわたる朝日障害者福祉セミナーは市民にも学習の枠を広げ、セミナーの場は障害者と市民の交流の場ともなり、市民の間に福祉の心を育てる機会ともなった。

国際障害者年とその後

こうした動きにさらに拍車をかけたのが国際障害者年であった。国際障

害者年にさきだつ昭和五十五年、カナダのウイニペグで開かれたリハビリテーション世界会議には世界各国から約二百人の障害者が参加し、(全参加者約三、〇〇〇名) 会議の合間に五百人をこえる人々の参加を得て障害者集会をひらいた。これが国際障害者年の幕あけであった。障害者たちは完全参加と平等をたんなるスローガンにとどめず現実のものにしなければならぬこと、そのためには世界の障害者が手を結んでとりくんでいかなければならぬことを口々に訴えた。そして国際障害者年にあわせて障害者の国際的連帯組織、IYDP (国際障害者の会) の結成をきめた。世界の障害者運動のリーダー達がこうして一堂に会したことはその後の障害者福祉に様々な形で影響をもたらした。とりわけ強いインパクトを与えたものにIL運動(自立生活運動)があった。アメリカ、カリフォルニア州バークレーで重度障害者学生によってはじめられた地域社会でのノーマルな生活をめざす自立生活の実現は、世界各地の障害者運動の共通の目標となり国際障害者年のスローガンを具体化したものとうけとめられた。

わが国でも国際障害者年を前に一〇〇にのぼる障害者団体が「国際障害者年日本推進協議会」を結成した。こうした連帯をバックに障害者運動は活発化し運動の目標である自立の条件を獲得していった。中には長年の懸案であった障害福祉年金の改善、身体障害者雇用促進法(現在障害者の雇用を促進する法律)の範囲拡大、精神保健法の制定などもあった。こうした自立の条件の前進は、地域で自立生活をいとなむ障害者の数を確実にふやすことになった。

高齢化の進行する中で

障害者福祉の一定の前進と比べて遅れが目立っているのが高齢者の在宅福祉である。核家族化、単身世帯化の進行は、家族扶養に頼れない高齢者を激増させた。政策的には医療から福祉へ、施設ケアから在宅福祉へと転換がはかられているにもかかわらず、在宅ケアの条件はまだととのつていない。

高齢者問題に最初の警鐘をならしたのは昭和四十五年の厚生白書であっ

た。それは二十五年後には高齢者人口が今のおよそ二倍になるであろうこと、そして他に類例を見ないほど高齢化が早い速度ですすむであろうことをのべ、高齢者扶養が日本経済にとって重い負担になるであろうことを予測した。しかしこうした高齢化の進行が政策的にとりあげられるようになるのは昭和五十年代になってからであり、福祉見直し論と平行していた。

昭和五十四年八月、「日本型福祉社会論」が発表され、昭和五十六年三月に「第二次臨時行政調査会」が発足、七月に「第一次答申」、五十八年三月に「最終答申」がだされた。そのなかでしめされた福祉の基本方針は「家族と地域を基盤とする福祉」であり、国づくりの基本方針は「活力ある福祉社会の建設」と「国際社会に積極的に貢献する国」であった。その後の福祉施策は臨時行政調査会答申を具体化する方向で現在まで進められているが、中でも老人福祉に関連する「改革」の動きはきわだっている。その基本的な方向は、施設利用費用徴収を含む自己負担増とあわせて福祉の民生活であり有料化である。

こうした背景のもとにシルバー産業への期待がたかまり、これと関連して社会福祉士、介護福祉士法が制定（昭和六十二年）され、社会福祉の専門職制度が成立した。

六十年代の福祉

昭和六十一年一月、社会福祉関係者にとつてきわめてショッキングな事件が全国をゆるがせた。それは札幌市の「母親餓死事件」であった。

世界有数の富める国、日本。

飽食の時代といわれる一方でこの事件の発生は福祉政策のひとつの断面とその背後にあるものを改めて浮きあがらせることになった。

背後にある福祉政策、それはいわゆる生活保護の「適正化政策」であり、さらにその背後には福祉予算の削減があること、そしてその背後には軍備費の増大があることなどである。

われわれはこの事件をどううけとめるべきであろうか？

目を転じれば年間二万人を超える自殺者の三分の一以上が高齢者によつ

てしめられているという事実もある。

それはあらためて人々の福祉思想、社会のあり方を問うている。

求められる価値観の転換

二十一世紀には世界に類例をみない超高齢社会がわが国に到来すると予測されている。人口の四分の一以上が六十五歳以上人口によつてしめられることが生産年齢人口の扶養負担を増やすであろうと認識され、長寿や高齢社会を問題とみる見方や、危機感につながっていく。その背後には高齢者を無能力者、社会のお荷物とみる見方が潜んでいるといえないであろうか。

オーストリア、ウィーンで開かれた国連高齢者問題世界会議（昭和五十七年）が採択した「高齢者に関する行動計画」前文は

「各国は高齢人口の増大に注目し、高齢者は可能なかぎり、その家庭、地域社会の中で不可欠の構成員として尊敬され、健全で充実した人生を享受できるべきであることを確認する」

と述べている。ここにいう「高齢者を社会の不可欠の一員とみる見方」とは「失われたものではなく残されたもの」に目を向け、高齢者や障害者を「ハンディはあるが、残存能力をもつもの」とみる見方である。それは障害者観、高齢者観の転換であり、同時に人間に対する価値観の転換であるといつても過言ではない。そうした意味で超高齢社会といわれる二十一世紀社会がいま私達に求めているのは、さまざまな意味での価値観の転換であり、すべての人々が社会の不可欠な一員として、ともに人間らしく生きる生き方を支える福祉であるといつてよいであろう。

會員消息

新入會者

- 原山 幸平 敬愛病院
- 木川 幸一 荒川区町屋一ノ九五。
- 黒田 忠雄 江東区南砂町六ノ五七三木村方
- 増田 正雄 浅利病院
- 大石 利己 横浜市保土谷区星川町三ノ五三四
- 小沼 次雄 中野区宮園通り二ノ二一大河原方
- 石川ミチ子 北区上中里一ノ一三分院(医社部)
- 大沢 清夫 豊島区池袋七ノ二一八一(敬愛病院)
- 蓮見 邦人 敬愛病院
- 石井 彰吾 分院
- 大久保フミ 厚生汪療養部
- 宇原美トミ子 中野区野方町一ノ九七六
- 根本 幹太 太田病院
- 宮尾 扶志 太田病院

轉居者

- 小島 豊 前田病院
- 福士 敏雄 函館市杉並町一ノ九五七飯次一森藤前
- 柴海岩千代 板橋区仲町三七
- 石川 善男 太田区洞布着ノ木町五月荘内)
- 本谷 哲夫 太田病院
- 河野 豊 太田病院
- 小野 七郎(太田区) 前田病院
- 白上 隆司(昭島市) 壽岡県函南局区内伊豆塩信病院東三
- 中村けさ代(下田病院) 府中市本泊四一七都立府中病院西二病棟一二号
- 石川千板子 杉並区阿佐ヶ谷一ノ七一三美寸亦社内
- 後藤 博治(久保病院) 北多摩郡柏江町岩戸六九三 乗来多摩病院
- 太田 武雄(富士宮病院) 靜岡県富士郡芝川町巖
- 川口 正保(生老会) 中野区
- 新中町五三八清明寮
- 駒見 博(板橋区) 板橋区板橋町四ノ一一一五 八重樫方
- 岡島 誠 北多摩郡東村山町野口三、四、三、四、一、一の順アパート内)
- 浅見 博好 江戸川区小岩町三ノ二三三八
- 高野 徳次 北区神谷町三ノ一四
- 福岡 きみ(武蔵野病院) 中野区野方町一ノ九七七塚前庄内
- 植田 勝彦(分院) 太田区北千束七八七東急病院二八号室
- 佐野 雅夫 文京区竹早町八二小石川清掃事務所

原稿募集

會員の声 二〇〇字迄
 ライオネット 全 石
 書評、紹介 四〇〇字迄
 隨想、コント
 意見、他 三四〇〇字迄
 文芸一献
 毎月十日締切につきよろしくお寄せ下さい
 掲載分薄謝贈呈

十月の診療日

日曜診療 織本先生
 六日、十三日
 二十日、二十七日
 金曜診療 秋山先生
 四日、十一日
 十八日、二十五日
 於、織本、中野本院